## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年12月16日

【会社名】 アイサンテクノロジー株式会社 【英訳名】 AISAN TECHNOLOGY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳澤 哲二

愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル 【本店の所在の場所】

【電話番号】 052(950)7500(代表) 【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 加藤 淳

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル

052(950)7500(代表) 【電話番号】

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 加藤 淳

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 12,000,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合

計額を合算した金額

2,469,000,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総 額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額は増加又は減少する。

> また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合 及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新 株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少

する。

該当事項なし 【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	6,000個
発行価額の総額	金12,000,000円
発行価格	金2,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成29年 1 月 5 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	アイサンテクノロジー株式会社 経営管理本部 愛知県名古屋市中区錦三丁目 7 番14号 A T ビル
払込期日 平成29年1月5日	
割当日 平成29年1月5日	
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 すずかぜ支店 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

- (注)1 本新株予約権については、平成28年12月16日開催の当社取締役会において発行を決議している。
  - 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
  - 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
  - 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。
  - 5 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付
新株予約権付社債券等の
特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成29年1月6日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、平成28年12月16日(以下「発行決議日」という。)の東証終値の70%に相当する2,867円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は12.77%)、交付株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):1,732,200,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

## 新株予約権の目的となる 株式の種類

#### 当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式

### 単元株式数100株

## 新株予約権の目的となる 株式の数

- 1 本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

## 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の 払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 2 行使価額は、当初4,095円(発行決議日の東証終値)とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。
- 3 行使価額の修正
  - (1) 平成29年1月6日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,867円(ただし、本欄第4項第(1)号 乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合に は、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 4 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

交付普通株式数×1株あたりの払込金額

調整後 = 調整前 行使価額 = 行使価額 ×

既発行普通株式数 +

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社 普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権 付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含 む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利 の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該 払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下 「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある 場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は 当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、 当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与え るための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額 等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正 日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で 転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株 式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準 用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に交付された株式数

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付 普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当 社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適 用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日におけ る当社の有する当社普通株式数を控除し、( )(本項第(2)号 においては)当 該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」と みなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(た だし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式 数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式 数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる 当社普通株式の株式数を加え、また()(本項第(2)号 においては)当該行使 価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなさ れた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、 当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」 とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を 除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得 価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとな る当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が 本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額 の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うも のとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

金2,469,000,000円

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する

## 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額

- 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 新株予約権の行使期間 平成29年1月6日から平成31年12月30日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とす る。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日(株式会社証券 保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要で あると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。 新株予約権の行使請求の 1 新株予約権の行使請求受付場所 受付場所、取次場所及び 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 払込取扱場所 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 すずかぜ支店 4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法 律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以 下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使 請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約 権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金 にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口 座に払い込むものとする。 (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の取得の 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日を超えな い日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存す 事由及び取得の条件 る本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当 該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交 付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式 移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該 組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本 新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付し て、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却す るものとする。 3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘 柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場 廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日と する。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に 対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全 部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会 で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。 該当事項なし 新株予約権の譲渡に関す る事項 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし 組織再編成行為に伴う新一該当事項なし 株予約権の交付に関する 事項

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

## (1) 資金調達の主な目的

当社グループは、1970年の創業以来、「測量」に係るシステムの技術発展と共に成長し、「高精度演算技術」をもって測量・不動産登記に関わるお客様の業務効率を向上させる専用ソフトウェアの開発・販売の事業 展開を進めてまいりました。

現在は、高精度に位置情報を解析する技術をさらに発展させ、当社グループのお客様、そして社会に貢献すべく、創業以来培ってまいりました測地・測量に関するソフトウェア及び三次元解析技術を、自動車の自動運転の実用化等をはじめとする新たな分野に事業展開し、その研究開発を進めるとともに、高精度位置情報を利用したソリューションを提供する事業の発展に向けて尽力しております。

当社グループを取り巻く環境としては、まず、2010年に初の国産GPSといえる準天頂衛星初号機「みちびき」が打ち上げられ、当社グループを含め様々な利用実証実験がこれまで各方面で行われております。今後は、2018年に予定される、準天頂衛星4機体制による実用化を控え、より高精度な位置情報の取得が期待されるとともに、新たな製品・サービス等が創出されるものと考えております。また、自動車産業においては、自動車の「自動運転・安全運転支援」が今後の経済発展の重要なテーマとして取り上げられる中、自動運転機能を備えた自動車の実用化に向けた実証実験が、自動車メーカーをはじめ自動車部品メーカー、周辺企業、大学等の研究機関、地方自治体等で積極的に進められ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、高速道路における自動車の自動運転の実用化をはじめとした開発競争が加速しています。

当社グループでは、こうした環境の下、今後もさらに加速すると予想される自動車の自動運転の実用化に向 けた高精度三次元地図データ事業の推進を目的として、高精度三次元計測システム(MMS)の追加導入をは じめ、MMSによる計測・解析及び高精度三次元地図生産体制の確立、効率的にデータを作成するソフトウェ アの研究開発等、同データベースの生産能力拡大に向けた取り組みの推進を予定しております。このような取 り組みにより、現在急速に需要が高まっている自動車の自動運転の実用化に必要となる日本全国の道路を網羅 する高精度地図データベースの作成業務の受注を可能とする体制となります。2020年に高速道路における自動 車の自動運転を実現するためには、遅くとも2018年までには高精度三次元地図の整備が必要と考えられてお り、それを実現するためには、現在当社グループが保有するMMSや、MMSで計測したデータを解析し高精 度三次元地図データベースを製造する体制の拡充が必要であると考えております。当社グループは、高精度三 次元地図データベースの整備を実現することにより、自動車メーカーを中心とした様々な企業からの受注獲得 を目指しております。なお、MMSは、三菱電機株式会社が開発・製造をしており、その生産体制に鑑み、 2019年3月期までに複数台の増強を見込んでおります。一方、準天頂衛星「みちびき」への対応については、 準天頂衛星4機体制となる2018年4月に向けて、各種製品、サービスの提供を実施するためには、その研究開 発費について、2019年3月期までは過去数年間の投資金額に比してさらなる規模の投資が必要と考えておりま す。具体的には、測量用ソフトウェアのコア技術である高精度に位置情報を求める測量演算技術を応用し、準 天頂衛星から配信される位置情報の信号を活用した製品・サービスの提供を目指す研究開発に対する投資を推 進する方針です。さらには、これらを実現すべく新たに研究開発・高精度三次元地図の生産、各種サービスの 拠点としてのソリューションラボセンターを、2017年度中に岐阜県東濃地区に開設することを計画しておりま

今回のエクイティ・ファイナンスにおける資金調達は、当社グループが事業展開する高精度三次元地図データベースに係る生産能力拡大、及び準天頂衛星から配信される位置情報の信号を活用した製品・サービスに係る研究開発の着実な推進に向けた体制の強化を図り、今後新たに見込まれる事業機会を機動的に獲得し、競争環境を勝ち抜く持続的な成長の実現を目指し実施するものです。その他、当社グループの他の事業(無人飛行機(UAV)に関する事業、マルチステーション(3Dスキャナ付きトータルステーション)に関する事業等)の拡大に伴い必要となる費用を調達することも目的としております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

## (2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株です。
- ・本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記及び に記載のとおり、当社と割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記 に定義する。)又は停止指定(下記 に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初4,095円(発行決議日の東証終値)ですが、本新株予約権の各行使請求 の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額に修正さ れます。ただし、行使価額の下限は2,867円(発行決議日の東証終値の70%の水準)であり、修正後の価 額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年間(平成29年1月6日から平成31年12月30日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主 に下記 乃至 の内容について合意する予定です。

#### 当社による行使指定

- ・当社は、割当日の翌取引日以降、平成31年11月29日までの間において、当社の判断により、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」という。)ができます。
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を満たす ことが前提となります。
  - ( ) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
  - ( )前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
  - ( ) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - ( ) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - ( ) 停止指定が行われていないこと
  - ( ) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内(以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と469,960株(発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合に は、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### 当社による停止指定

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、平成29年1月11日から平成31年11月29日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成29年1月6日から平成31年11月27日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
- ・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨を プレスリリースにて開示いたします。

### 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

・割当予定先は、( )平成29年1月6日以降、平成31年11月29日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、( )平成31年12月2日以降平成31年12月6日までの期間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は( )当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得 る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

< 当社のニーズに応じた特徴 >

約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

・今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手 取金の使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当 社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機 応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が600,000株(発行決議日現在の発行済株式数4,699,600株の 12.77%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が 行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当 社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われない ようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組み となっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が 一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が2,867円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が3,441円(下限行使価額の120%の水準)以上である必要があ り、また、本(注)1(2) に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の 一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発 行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも 取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

## <本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社といたしまして は、上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は2,867円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されてお り、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があ ります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定 先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

### (他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、 1 株あたりの利益の希 薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健 全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記 に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みに より株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上 昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下 回る可能性があります。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権 の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、本(注)1(2) 乃至 に記載の内容 以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予 約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新 株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
  - 本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社 普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行い ません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
  - 本新株予約権の発行に伴い、当社筆頭株主の加藤清久は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で本(注)2 及び の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

- 7 本新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 8 単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)	
2,469,000,000	10,000,000	2,459,000,000	

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
  - 2 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が発行決議日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
  - 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成 費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。
  - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,459,000,000円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)1(1)」に記載しております、高精度三次元地図データベースに係る生産能力拡大、準天頂衛星から配信される位置情報の信号を活用した製品・サービスに係る研究開発の体制強化、ソリューションラボセンターの開設、その他の事業拡大に伴う運転資金を調達することを目的として、以下に記載のとおり充当する予定であります。また、株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は下記 に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期	
高精度三次元地図データベース整備体制の強化に係る投資資金	843	平成29年1月~	
		平成31年12月	
準天頂衛星「みちびき」を活用した製品・サービスの実現に向け	700	平成29年1月~	
た研究開発に係る投資資金	100	平成31年12月	
   ソリューションラボセンターの開設、運用に係る投資資金	400	平成29年 1 月 ~	
フラユ フョンフルセンフ の開政、産用に係る政員員並	+00	平成31年12月	
その他の事業拡大に伴う運転資金	516	平成29年1月~	
ての他の事業拡入に行う連転員並	510	平成31年12月	
合計	2,459	-	

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当することによって上記の事業計画を遂行するか、上記 に充当する予定金額を減額する予定であります。
  - 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画でありますが、支出実行まで に時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
  - 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

### 高精度三次元地図データベース整備体制の強化に係る投資資金

当社グループは、創業以来培ってきた測量用ソフトウェアにおける高精度位置計測技術や道路設計技術を活用し、MMSにより取得する高精度三次元点群データをもとに、自動車の自動運転を支援する高精度三次元地図データベース作成等の研究開発を進めております。高精度三次元地図データベースは、計測した膨大な点群データの中から道路の要素情報(カーブ・勾配・信号・標識等)を抽出した自動走行・安全運転支援に向けた基礎地図データによって構成されております。

高度道路交通システム(ITS)の分野においては、自動走行運転技術の実現に向け、大手自動車メーカーや部品メーカーが共同開発を行うとともに、産学連携での実証実験も行われている中、当社グループが蓄積してきた測量計算技術に基づく高精度三次元地図データベース作成技術やノウハウが、これまで以上に高い関心を寄せられる状況となっております。また、当社グループのMMSを活用した高精度三次元地図データベースの有用性が評価されたことから、現在、自動車メーカー及び関連部品メーカーをはじめ、自動車の自動運転の研究を進めている研究機関等において当社グループの高精度三次元地図データベースを幅広くご利用いただく等、当該業務に係る計測・地図作成案件が増加しております。

また、当社が2016年5月に6%出資し、設立された「ダイナミックマップ基盤企画株式会社」により、自動走行・安全運転支援システムの早期実用化に向けて、自動車メーカーと一体となり、全国の自動車専用道路と一般道路での実運用に向けた「ダイナミックマップ協調領域」のデータ仕様やデータ構築手法の標準化、メンテナンス手法等の実証及び決定、関係公的機関との調整及び国際連携の推進、永続的な整備・更新を前提とした事業化の検討、並びに日本国内における「ダイナミックマップ協調領域」の整備が順次進められております。近年、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、自動走行の実用化と普及実現が国の方針として明確に打ち出され、産学官が一体となり自動車の自動運転システムの実現を目指す状況の中、ITS関連業界からは自動車の自動運転を目的とした研究用需要に加え、自動車の自動運転の実用化に向けた全国の道路の地図整備も視野に、高精度三次元地図データ計測・作成等の受託業務が見込まれ、高精度な三次元地図データベースや当社グループが創業以来培ってきた高精度に位置情報を求める演算技術の必要性は益々高まっており、今後も加速度的に需要が伸びると見込まれることから、MMSの追加取得に伴う維持管理費用の増加、並びに三次元データ取得を目的とした計測及びそのデータの解析・成果品作成に係る人員の確保とその事業所を必要に応じて拡充・整備する等、その生産体制を整備することが急務であると考えております。

よって、高精度三次元地図データベース整備体制の強化のための投資として、今回調達する資金のうち 843百万円を平成29年1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

準天頂衛星「みちびき」を活用した製品・サービスの実現に向けた研究開発に係る投資資金

初の国産衛星測位システムである準天頂衛星「みちびき」が2018年には4機体制となることにより、本格的な実用化が期待されております。準天頂衛星は、2010年に1機目が打ち上げられ、日本~東南アジア~オーストラリア上空を24時間かけて1周します。4機体制になることにより、常に日本上空に1機滞在することになり、さらなる測位精度の向上も見込まれています。これまではアメリカのGPS衛星による測位がカーナビ等に利用されてきましたが、準天頂衛星システムが実用化されると、格段に測位精度が向上し、測量をはじめ様々なシーンでの利用が見込まれます。

当社グループでは内閣府や経済産業省からその利用可能性に関する業務委託を受ける等、他社に先駆けて、当該分野に係る製品・位置情報補正サービス、高精度衛星測位情報の受信端末等に関する様々な研究開発を進めております。準天頂衛星「みちびき」の本格運用時代に備え、その分野を中心とする研究開発等に充当する人員の採用と人件費全般の増額も計画しております。また、当社グループでは測量用ソフトウェアのコア技術である高精度に位置情報を求める測量演算技術を応用した、準天頂衛星に係る研究開発を積極的に進めており、2018年の準天頂衛星本格運用がスタートする段階で、競合他社にはない機能と信頼性を持った製品、サービス、スマートフォンを活用した衛星測位信号受信機を市場に向けてリリースするために、さらなる開発投資を予定しております。

これらの準天頂衛星「みちびき」に係る投資として、今回調達する資金のうち700百万円を平成29年 1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

### ソリューションラボセンターの開設、運用に係る投資資金

2017年度中に以下の各機能を有したソリューションラボセンターを岐阜県東濃地区に開設する予定です。

- 1)準天頂衛星「みちびき」を活用した製品・サービスの研究開発や地殻変動による位置情報の補正サービスの研究開発拠点
- 2 ) MMS計測機器の保管拠点及び高精度三次元地図の生産拠点
- 3) UAVのテストフライト、デモンストレーションでのフライトの実施拠点
- 4)各種測量計測機器サービスの拠点
- 5)研修センター

これらの機能を有するソリューションラボセンターの開設に係る投資として、今回調達する資金のうち 400百万円を平成29年1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

### その他の事業拡大に伴う運転資金

1)現在当社が開発を進めている産業用UAVに関して、リリースしてから間もないこともあり、さらなる性能強化、改良が必要と考えております。また、現在、お客様への提案時におけるデモンストレーションでのフライトや製造元からの納品時における受入検査を行う場所はその都度フライト可能な場所を借りて実施しているため、実施可能な時期に制限がある状況です。さらに、納品後のサポート及びその技術を有した人員の確保も、今後の販売の拡大に伴い必要と考えております。

これらの問題を解決するための投資として、今回調達する資金のうち46百万円を平成29年1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

2)現在、測量、土木・建設コンサルタントをはじめとした様々な業界に向け、MMSやUAV等とともに、三次元データ取得機器としてライカジオシステムズ社製のマルチステーションの販売活動を行っております。本機器は8百万円相当の高額な機器であり、提案から販売まで一定の時間を要します。当社では販売による収益獲得に加え、複数の顧客にてマルチステーションをシェアする新たな事業、及び各種計測機器のメンテナンスに係る事業を計画しております。

これら事業に必要な機器取得をはじめ、維持管理コスト、事業活動に付随する費用に対する投資として、今回調達する資金のうち279百万円を平成29年1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

3)その他、事業拡大に伴い、人員及び事業所の拡充、並びに社内システムの補強等も必要となるため、これらの費用に対する投資として、今回調達する資金のうち191百万円を平成29年1月~平成31年12月にわたり充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a . 割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社	
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月23日関東財務局長に提出	
	半期報告書 事業年度 第16期中 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出	

#### b. 当社と割当予定先との間の関係

· 1 Hell 1 / 2/30 4 / 1/3 / 1/3			
	当社が保有している割当予 定先の株式の数	-	
出資関係	割当予定先が保有している		
	当社の株式の数	700株	
	(平成28年9月30日現在)		
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係		該当事項なし	
技術又は取引等の関係		当社の主幹事証券会社であります。	

### c . 割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)1(3)」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、 当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、 国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、 同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本 証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

#### d.割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株です(ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

## e . 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成28年11月14日付で関東財務局長宛に提出した 第16期中半期報告書の平成28年9月30日における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する充分な 現預金及びその他の流動資産(現預金:1,624,276百万円、流動資産計:12,664,771百万円)を保有していること を確認しております。

#### g . 割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先である野村證券株式会社からヒアリングし確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

### 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)2 及び 」の内容等について約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって 締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プ ルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)(以下「プ ルータス・コンサルティング」という。)に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期 間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評 価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しており ます。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項(コール・オプション)については発動のタイミングを定量 的に決定することが困難であるため、下記 の場合を除き行使しないこと、 当社は資金調達のために株価水準に 留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使 価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限る。)に わたって一様に分散的な権利行使がされること、 株価が下限行使価額を5営業日連続して下回った場合、割当予 定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考 にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金2,000円としました。当社は、前記「第 1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)1(2)」に記載した本新株予約権 の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約 権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名) から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に 該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ておりま す。

- ( ) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- ( )プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っている ものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められ ること
- ( )当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- ( )プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること

- ( ) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を 参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- ( )本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大600,000株(議決権6,000個相当)であり、発行決議日現在の当社発行済株式数4,699,600株(総議決権数46,041個)に対し最大12.77%(当社議決権総数に対し最大13.03%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、 本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数600,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は61,677株であり、一定の流動性を有していること、 本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)		割当後の総 議決権数に 対議決者 議決権数の 割合(%)
加藤 清久	愛知県尾張旭市	1,504	32.68	1,504	28.91
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7 -3	350	7.60	350	6.73
有限会社アット	愛知県尾張旭市旭台 3 丁目16- 17	264	5.73	264	5.07
安藤 和久	神奈川県海老名市	166	3.61	166	3.19
柳澤 哲二	神奈川県鎌倉市	79	1.73	79	1.53
アイサンテクノロジー従業員持 株会	愛知県名古屋市中区錦3丁目7 番14号 ATビル	70	1.53	70	1.36
加藤 淳	愛知県尾張旭市	70	1.53	70	1.35
野呂 充	神奈川県横浜市都筑区	62	1.35	62	1.20
有限会社キーノスロジック	愛知県名古屋市名東区高社 1 丁 目252番地		1.28	59	1.13
CREDIT SUISSE SECURITIES (EU ROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLI ENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイ ス証券株式会社)	R E L O N D O N E 1 4 4 Q J (東京都港区六本木 1 丁目 6 番	51	1.12	51	0.99
計		2,677	58.16	2,677	51.46

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年9月30日現在の 株主名簿に基づき記載しております。
  - 2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年9月30日現在の所有議決権数」を、「平成28年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である600,000株に係る議決権数6,000個を加算した数」で除して算出しております。
  - 3 前記「1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先である野村證券株式会社は割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。
  - 4 上記のほか、自己株式が92,500株あります。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項なし
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項なし
- 8【その他参考になる事項】 該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第46期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月24日東海財務局長に提出

## 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日東海財務局長に 提出

### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月11日東海財務局長に 提出

### 4【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月24日に東海財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年12月16日)までの間に以下のとおり変更及び追加がありました。

以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所 については、 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、以下に変更及び追加して記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成28年12月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### [事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成28年12月16日)</u>現在において当社グループが判断 したものであります。

### (1) 測量 C A Dシステムへの依存

当社グループは、測量設計業・建設コンサルタント業及び土地家屋調査士業向けのCADシステムの開発及び販売を中心に、それらに付帯するサポートサービスの提案・販売を事業としております。これらの業種は公共事業に係る予算及び執行状況に需要が比例し、加えて関連する法改正の影響を受けるものであり、それらによって当社グループの業績に影響を与える場合があります。

## (2)特定の供給元への依存について

当社グループは各種計測機器及びUAVの供給に関して、特定の供給元に依存しております。その供給が停止されると計測機器販売のみならず、当社が手がける高精度三次元計測事業にも支障が生じ、当社グループの経営成績や事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 高精度三次元地図作成受託業務への対応について

高精度三次元地図作成の受託業務に関して、計測機器の特徴から計測が可能な時間、天候が限定されます。また、その成果品に関する品質は高い水準を維持する必要があります。これらの業務は、特に年度末に納品が集中する傾向にあり、そのための作業時期が冬場に集中し、その場合、1日に計測可能な時間が短時間であること、降雪の可能性のある地域では天候に業務が左右され、契約の納品時期及び成果品の品質に影響を及ぼすことがあり、その結果、当社グループの業績に影響を与える場合があります。

### (4) 高額商材の販売について

高精度三次元計測機器であるMMS車両の1商談あたりの取引単価は50百万円以上となります。本商材の販売実績が計画値と乖離することにより、当社グループの業績予想に影響を与える場合があります。

#### (5)経営成績の季節的変動について

当社グループが販売する製品及びサービスは官公庁、自治体を取引先とする測量・建設コンサルタント会社等に納入する割合が高く、公共事業や取引先企業の予算執行の関係から年度末に需要が集中するために、第4四半期に売上高及び営業利益が偏る傾向にあります。なお、直近3ヵ年の平均実績としましては、年間売上高に対する各四半期の売上高の比率は下表のとおりとなっております。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
直近3ヵ年売上高比率	17.73%	20.56%	21.06%	40.65%

#### (6)急速に進む技術革新について

IT関連の技術革新を機に一層の加速が進む今日では、クラウドコンピューティングに代表される使用時間に比例した従量課金制のシステムの台頭から、その対応への速度が求められます。また、基本ソフトウェア(OS)に関してもマイクロソフトのWindowsを搭載したパソコンからGoogleのAndroidやアップルのiOSなどのOSが普及するとともに業務用の機器もパソコンから、タブレット、スマートフォンへの移行も進み、その対応が必要となります。各OSへの対応並びにバージョンアップ及びアップグレード毎への当社グループ製品の対応に遅延が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (7) 知的財産について

ソフトウェアに係る知的財産については、様々な特許等が存在し、かつ、申請される今日においては、当社グループが保有する知的財産への侵害と当社製品の抵触の可能性の双方が存在します。これらについて当社は、顧問弁理士・弁護士との協議から当社の知的財産の保全に努めるとともに、製品開発では知的財産に係る事前調査の徹底を図っておりますが、場合によっては、それらに対応する費用の発生によって当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## (8) ビジネスパートナーとの関係悪化

当社グループは、販売代理店、協力企業等のビジネスパートナーと様々な提携・協力を行っており、それらを通じて、製品の開発、生産、販売・サービス体制の整備・拡充、ビジネスの展開を図っています。当社グループは、ビジネスパートナーとの間において今後も友好的関係を構築・維持できるよう努めておりますが、今後、その提携・協力関係が解消された場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

### (9) システム障害に関するリスク

当社グループは、事業活動に必要な各種システムを、主に外部委託先のデータセンターで管理しております。当該 データセンターは、耐震設計、電源・通信回線の二重化、不正侵入防止などの安全対策を講じておりますが、想定を 超える自然災害や事故により、設備の破壊やシステムの停止、各事業所との通信障害が起きた場合、事業活動に支障 をきたし、当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (10) 個人情報・顧客情報管理に関するリスク

当社グループは営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響も十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員教育を通じた周知徹底、個人情報に関する認証の取得など、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した際には、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

EDINET提出書類 アイサンテクノロジー株式会社(E04980) 有価証券届出書(参照方式)

# 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アイサンテクノロジー株式会社 本店 (愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

# 第五部【特別情報】

該当事項なし